

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【電話番号】	055-275-7521
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階
【電話番号】	03-5908-0161
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期 連結累計期間	第70期 第1四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	7,430	7,996	35,501
経常利益 (百万円)	30	420	2,440
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失() (百万円)	59	230	1,023
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	66	1,009	2,472
純資産額 (百万円)	15,719	18,809	18,012
総資産額 (百万円)	31,677	35,697	34,760
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	4.59	17.85	79.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	17.72	79.09
自己資本比率 (%)	47.8	50.8	49.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第69期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載していません。

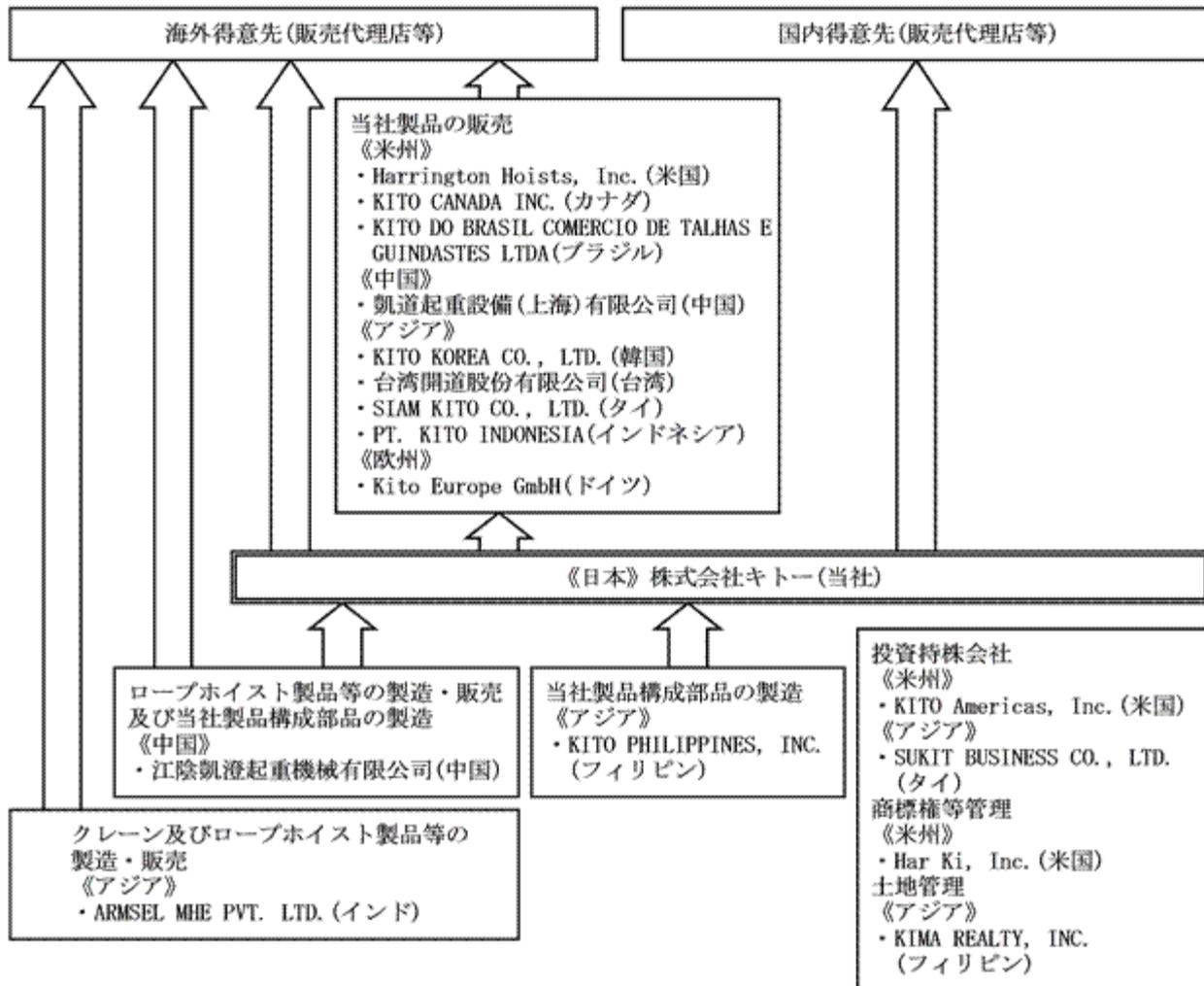
4 当第1四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

主要関係会社の事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 上記のうち「台湾開道股份有限公司」は非連結子会社で持分法非適用会社であり、残り15社は連結子会社です。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州金融不安及び中国経済成長の減速の継続、新興国経済の足踏みといった不安要素もあった一方、北米経済は底堅い設備需要が継続し、設備投資意欲が高まりました。わが国においては、新政権による経済政策の効果などを受けて、景気回復の期待が高まっていますが、設備投資には、依然として慎重な姿勢が継続されています。

このような環境の下、当社グループにおいては、中期経営計画の3年目として、計画の実現性を高めるべく、アジアを中心とした新興市場への事業展開、製品ラインナップの強化、生産及び調達のグローバル展開、クレーンビジネス体制の構築への取り組みを継続しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、7,996百万円（前年同期比7.6%増）となりました。利益につきましては、連結営業利益360百万円（前年同期比158.3%増）、連結経常利益420百万円（前年同期の経常利益は30百万円）、連結四半期純利益230百万円（前年同期は59百万円の連結四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。当社グループは、当社および連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高（前年同期比）	営業損益（前年同期比）
日本	4,773百万円 （6.2%減）	802百万円 （28.2%増）
米州	2,823百万円 （22.8%増）	231百万円 （前年同期は1百万円の営業損失）
中国	1,626百万円 （3.6%増）	147百万円 （9.9%減）
アジア	801百万円 （23.4%増）	101百万円 （前年同期は79百万円の営業損失）
欧州	342百万円 （6.8%増）	7百万円 （前年同期は34百万円の営業損失）

（日本）

売上高は4,773百万円と前年同期に比べて6.2%の減少となりました。輸出は堅調に推移し、建設土木関係などの公共需要は底堅いものの、民間需要が低調で、設備投資の拡大には慎重な姿勢が見られました。営業利益は、海外向けの案件の利益率が為替の影響などで向上し、802百万円（前年同期比28.2%増）と増益となりました。

（米州）

米国では、雇用や住宅の経済指標に改善が見られるようになり、全体的には経済の回復基調を受けて需要が堅調に継続しました。カナダでは、主にエネルギー関連の需要から販売、受注とも好調を維持しました。加えて為替水準が円安に推移した影響もあり、日本円換算後の売上高は2,823百万円（前年同期比22.8%増）となりました。営業利益は231百万円となり、前年同期の1百万円の営業損失から改善いたしました。

（中国）

長引く経済成長の減速により、需要は全般的に低調に推移いたしました。その結果、売上高は1,626百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益は147百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

（アジア）

タイ及びインドネシアを中心に、主に日系自動車関連産業を中心とする旺盛な投資活動により、引き続き堅調に推移した結果、売上高は801百万円（前年同期比23.4%増）となりましたが、主にタイでの事業拡張に伴う人員採用により、営業損失101百万円（前年同期は79百万円の営業損失）となりました。なお、タイにおける設備投資増加に伴うクレーン需要に応えるべく、本年6月にタイ第2工場が稼働を開始しております。

（欧州）

欧州全体の景気低迷を受け、販売が前年同期を下回る水準で推移しましたが、為替水準が円安に推移した影響もあり、売上高は342百万円と前年同期に比べて6.8%増加いたしました。営業損失は7百万円（前年同期は34百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は35,697百万円と前連結会計年度末に対し937百万円増加いたしました。これは、仕掛品の増加864百万円、原材料及び貯蔵品の増加154百万円等によるものです。

負債

負債合計は16,888百万円と前連結会計年度末に対し140百万円増加いたしました。これは、短期借入金の増加496百万円、未払費用の減少197百万円、未払法人税等の減少197百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は18,809百万円と前連結会計年度末に対し797百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加101百万円、為替換算調整勘定の増加698百万円等によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は207百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,524,100	13,524,100	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	13,524,100	13,524,100	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権

決議年月日	平成25年5月28日
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1,705 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成27年5月29日～ 至平成35年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成25年5月29日、以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により

生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日 (注)	13,388,859	13,524,100	-	3,976	-	5,199

(注) 平成25年4月1日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、発行済株式総数は13,388,859株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,043	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,198	129,198	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	135,241	-	-
総株主の議決権	-	129,198	-

(注) 当社は平成25年4月1日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、100株を1単位とする単元株制度を採用しておりますが、記載数値には当該株式分割及び単元株制度を反映しておりません。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,043	-	6,043	4.46
計	-	6,043	-	6,043	4.46

(注) 当社は平成25年4月1日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、100株を1単位とする単元株制度を採用しておりますが、記載数値には当該株式分割及び単元株制度を反映しておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,140	4,908
受取手形及び売掛金	7,918 ¹	6,080 ¹
商品及び製品	7,869	8,142
仕掛品	1,295	2,160
原材料及び貯蔵品	924	1,078
その他	1,673	1,777
貸倒引当金	46	44
流動資産合計	23,775	24,104
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,204	3,300
機械装置及び運搬具(純額)	2,377	2,487
その他(純額)	2,943	3,113
有形固定資産合計	8,526	8,901
無形固定資産		
のれん	489	434
その他	316	415
無形固定資産合計	806	850
投資その他の資産		
繰延税金資産	702	759
その他	938	1,072
投資その他の資産合計	1,641	1,831
固定資産合計	10,973	11,583
繰延資産	11	9
資産合計	34,760	35,697

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 4,955	1 4,941
短期借入金	2,308	2,804
未払費用	1,483	1,286
未払法人税等	490	292
引当金	403	171
その他	1 1,868	1 2,213
流動負債合計	11,510	11,711
固定負債		
社債	1,000	1,000
長期借入金	1,783	1,721
退職給付引当金	2,133	2,148
役員退職慰労引当金	136	142
その他	183	164
固定負債合計	5,237	5,177
負債合計	16,748	16,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,199	5,199
利益剰余金	9,622	9,723
自己株式	544	544
株主資本合計	18,254	18,356
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8	7
為替換算調整勘定	929	231
その他の包括利益累計額合計	937	238
新株予約権	45	46
少数株主持分	649	644
純資産合計	18,012	18,809
負債純資産合計	34,760	35,697

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	7,430	7,996
売上原価	5,119	5,096
売上総利益	2,311	2,899
販売費及び一般管理費	2,171	2,539
営業利益	139	360
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	0	0
為替差益	-	48
その他	42	55
営業外収益合計	48	109
営業外費用		
支払利息	21	34
為替差損	110	-
その他	25	15
営業外費用合計	156	49
経常利益	30	420
特別利益		
持分変動利益	-	2
負ののれん発生益	-	10
保険解約返戻金	-	4
特別利益合計	-	17
特別損失		
保険解約損	2	-
減損損失	-	5
特別損失合計	2	5
税金等調整前四半期純利益	27	432
法人税等	67	186
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	39	245
少数株主利益	19	14
四半期純利益又は四半期純損失()	59	230

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	39	245
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	1
為替換算調整勘定	107	762
その他の包括利益合計	106	764
四半期包括利益	66	1,009
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	28	929
少数株主に係る四半期包括利益	94	79

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、期末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	14百万円	12百万円
支払手形	239百万円	217百万円
買掛金	545百万円	422百万円
その他(流動負債)	98百万円	135百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額、負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	183百万円	216百万円
のれんの償却額	40百万円	44百万円
負ののれんの償却額	1百万円	1百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	128	1,000.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	129	1,000.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	2,786	2,298	1,528	496	320	7,430	-	7,430
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,301	0	40	153	0	2,495	2,495	-
計	5,088	2,298	1,569	649	320	9,926	2,495	7,430
セグメント利益又はセグメン ト損失()	626	1	163	79	34	675	535	139

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 535百万円には、セグメント間取引消去 178百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 356百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	2,627	2,823	1,595	608	342	7,996	-	7,996
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,145	-	31	193	-	2,370	2,370	-
計	4,773	2,823	1,626	801	342	10,366	2,370	7,996
セグメント利益又はセグメン ト損失()	802	231	147	101	7	1,072	712	360

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 712百万円には、セグメント間取引消去 265百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 447百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」において、稼働見込がなくなった遊休資産について、それぞれの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該事象による減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては5百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

「アジア」において、当社連結子会社であるSIAM KITO CO., LTD.の株式追加取得時に取得原価が、減少する少数株主持分の金額を下回ったため、その超過額を負ののれん発生益として認識しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては10百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	4円59銭	17円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	59	230
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(百万円)	59	230
普通株式の期中平均株式数(株)	12,871,800	12,919,775
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	17円72銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	-	98,130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも の概要	-	第10回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成24年6月22日 取締役会決議日 平成25年5月28日 (1) 新株予約権の数 100個 (2) 新株予約権の目的となる 株式の種類及び株式数 普通株式 10,000株 (3) 新株予約権の行使時の 払 込金額 1,705円 (4) 新株予約権の行使期間 平成27年5月29日 ~平成35年5月28日

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 齊藤 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。